

東京都市計画 第一種市街地再開発事業の決定(港区決定)

都市計画六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

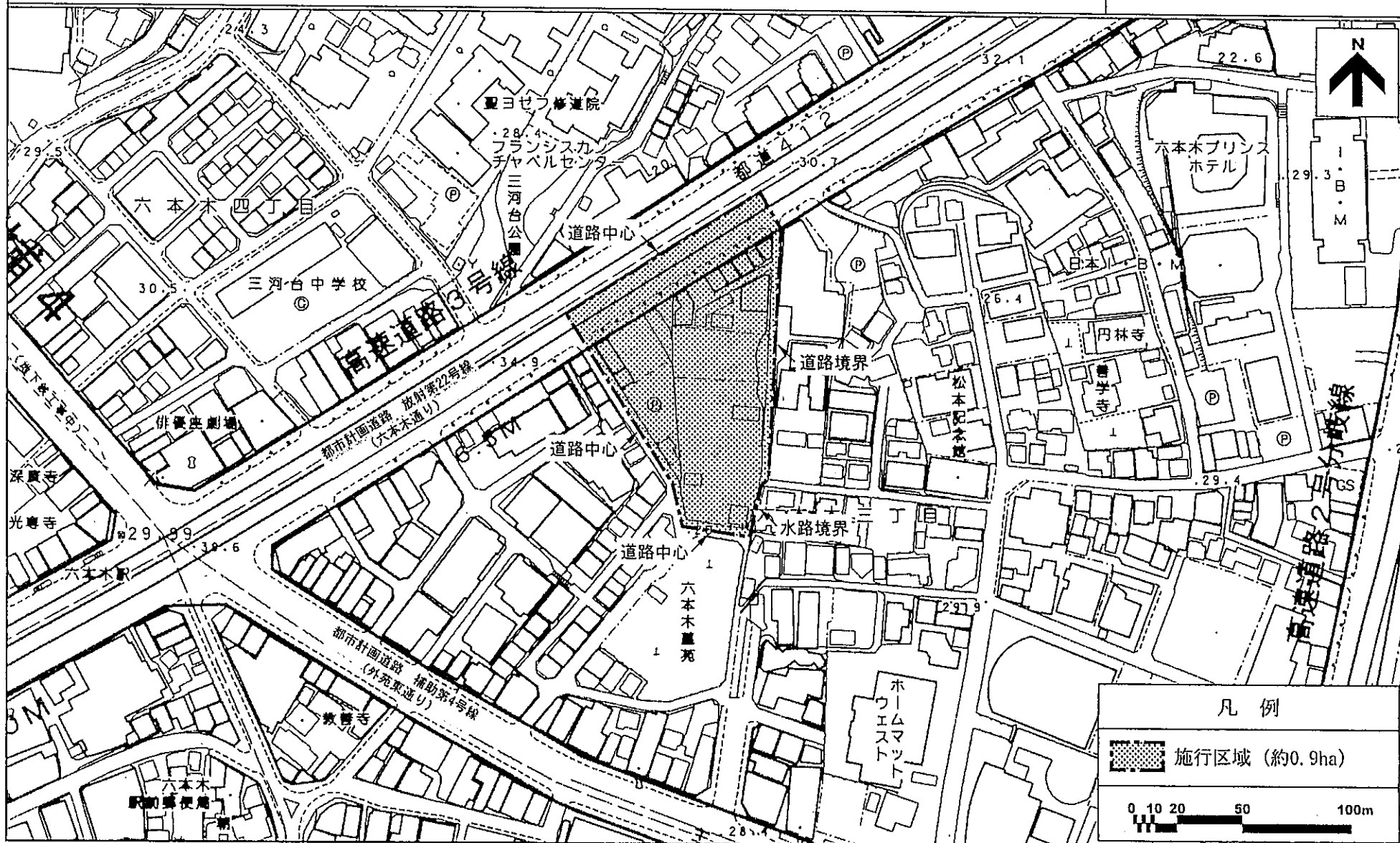
名称		六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.9ha			
公共施設の配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	放射第 22 号線	幅員 20m 〔幅員 40m〕 延長 約 105m	整備済 (都道 412 号)
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 3m 〔幅員 6m〕 延長 約 85m	既設 (特別区道第 921 号線)
			区画道路 2 号	幅員 3m 〔幅員 6m〕 延長 約 30m	既設 (特別区道第 919 号線)
			区画道路 3 号	幅員 6m 〔幅員 6m〕 延長 約 115m	拡幅 (特別区道第 399 号線)
区画道路 4 号	幅員 6m 〔幅員 6m〕 延長 約 20m		新設		
建築物の整備	建築面積	延べ面積(容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
	約 3,900 m ²	約 62,500 m ² (約 44,500 m ²)	住宅、事務所、 店舗、駐車場	高層部：150m (T.P. 22mより) 低層部：20m (T.P. 22mより)	
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 5,800 m ²	安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図るとともに、バリアフリーに配慮する。敷地内には、うるおいと安らぎの場を創出し、ゆとりある良好な歩行者空間を確保するために、広場 (約 580 m ²) 及び幅員 4 m の歩道状空を整備する。			
住宅建設の目標		戸数	面積	備考	
		約 620 戸	約 52,500 m ²	駐車場、自転車駐車場を除き、住宅共用部分を含む。	
参考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり			

「施行地区、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

理由：都市型居住機能を中心に整備する地区として、低・未利用地の集約、公共施設の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため第一種市街地再開発事業を決定する。

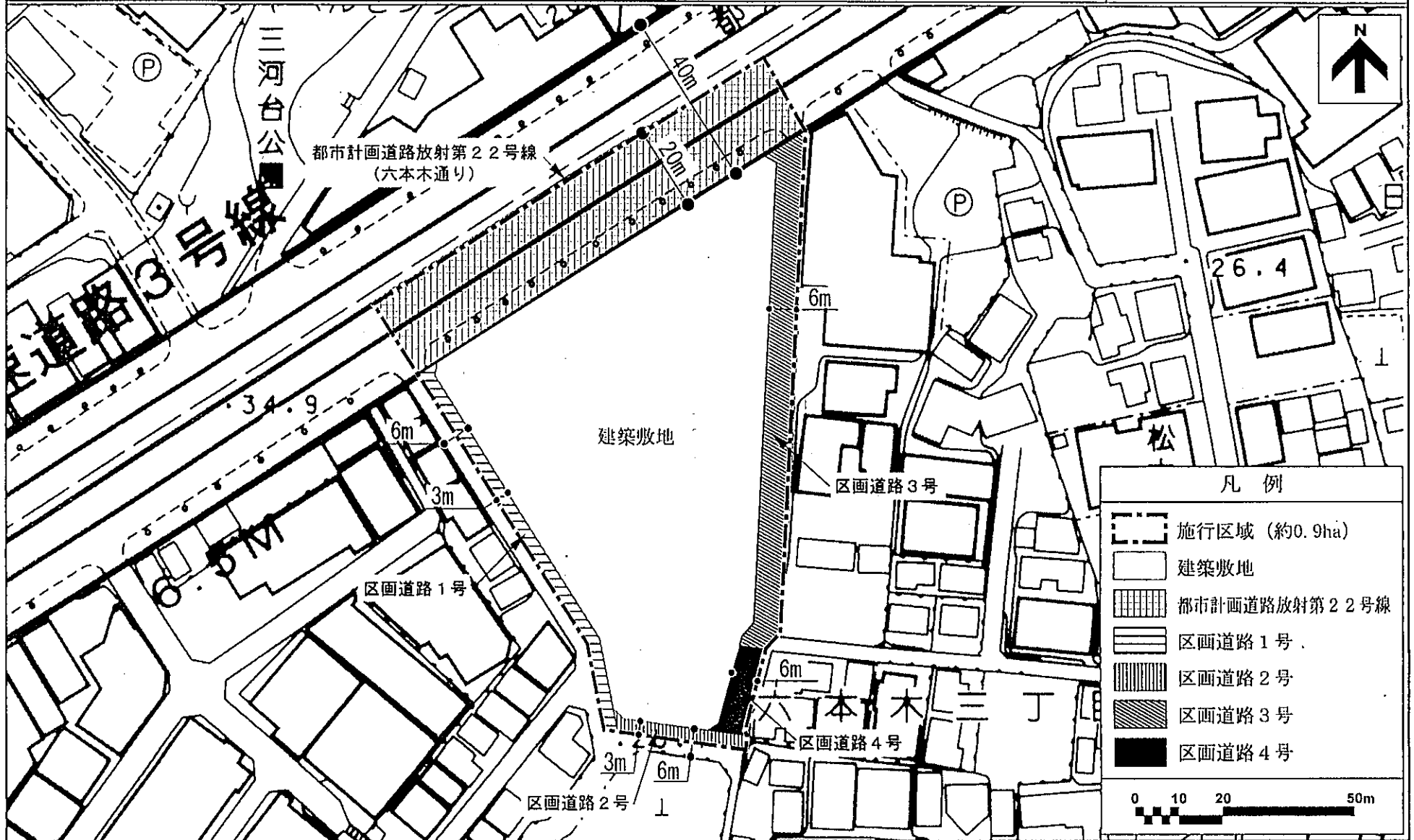
東京都市計画第一種市街地再開発事業 六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図(1)

(港区決定)



東京都市計画第一種市街地再開発事業 六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図(2)

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 16都市基交第253号、平成16年9月21日 (承認番号) 16都市基街第449号、平成16年9月15日

